

横浜弁護士会が政府にレッド・パージ犠牲者の救済を勧告
～「いかなる状況下でも許されるものではない」

(週刊新かながわ 2010年3月28日号掲載原稿)

下山房雄 (えびな九条の会・代表)

一九四九年後半から五〇年にかけて強行されたレッド・パージ (以下レパと略称) は、職場から共産党員と同調者を一掃しようとする一大事件であった。私の史観によれば、日本民衆自前自力基軸の戦後民主化闘争とその成果蓄積が敗戦からではなくて五〇年以降だという意味で、それは日本現代史上の重要画期を成す。

解雇された約四万人のうちの神奈川関連一二事業所の被害者二一名が、二〇〇六年に横浜弁護士会に対して救済申立を行った。弁護士会は、レパを「いかなる状況下でも許されるものではない」として犠牲者の名誉回復や補償等の措置を要求する勧告書を、鳩山首相に今年二月一八日付で提出した。勧告の「理由」とされた横浜弁護士会人権擁護委員会調査報告書はA4判百頁で十万字近い分量、うち半分近くがレパ全体の分析にあてられ、残り半分余が一八名の事例分析にあてられた力作だ。それを読み通して、この間に逝去された三人の申立人に触れた以下の最後の文章に来たとき、私の胸は、米日権力への怒りと、苦難を越えて闘い続けた人たちへの共感が混淆した何か熱いもので、一杯になった。—「生涯背負い続けた名誉等の人権侵害の回復を見ることがなく亡くなられた方々の無念さに思いを致すとき、政府は、それら故人に対する救済の趣旨を含めて、その人権侵害の回復措置を講ずべきものである。以上」

申立人の一人、金子圭之さん (レパ反対全国連絡センター事務局長) が『しんぶん赤旗一〇年二月二五日付』掲載のレポートで「このような人情味のある勧告書に関係者は涙しています」と書いているが、この関係者と同様の気持を私も覚えた。金子レポートは今回「勧告書」の特徴点として、ほかに二つの内容を指摘する。第一は、五〇年強行の「典型的で明瞭な」レパに加えて、四九年の行政整理、企業整備に便乗したレパと法務府特別審査局作成の「整理者リスト」に従って行われた教員レパを重視していること、第二は一八人の申立人の解雇の具体的態様とその後の生活実態を調査して記述していること、これらである。この指摘に私は同感だ。私がそれに付け加えたいのは、その様な内容を生んだ調査の形式である。第一に報告が「現在のレパ研究水準を踏まえ」と書くごとく徹底した文献研究が行われている。三宅明正著『レパとは何か』(大月書店)、平田哲男著『レパの史的究明』(新日本出版社)という標準的テキストは当然として、私が未読の北教大・明神勲氏の大学紀要論文(複数)のほかに、河西宏祐著『電

産の興亡』（早大出版部）など関連文献多数が調査研究されている。第二に、関係者からの直接間接の聞き取りが丁寧になされている。もちろん、解雇した方の当事者は調査に冷淡で、電話で回答拒否を連絡した保土谷化学のほか、文書照会に形式的回答さえもしなかった横浜市教育委員会、池貝自動車、日本たばこ産業があるごとくだ。ともあれ、憲法の権利理念のみをもって天井睨みで調査報告を書いたのではなく、歴史の理論と事実を究めた成果が立派な「勧告」を生んだのである。

攻撃され打撃を受けた日本共産党についての叙述も注目される。第一、党が四九年四月公布施行の団体等規制令に従って党员一一名弱（五〇年三月現在）の名簿を特審局に提出しレパに利用されたことの指摘。反動進歩の歴史的位置確認抜きの適法合法主義の危険を告げる史実だ。第二、五〇年一月コミンフォルムの野坂＝平和革命論批判による党の主流派国際派への分裂、その後（党内闘争と中ソ介入のもとでの主流派の勝利の後一下山）の武装闘争方針を党是とする実践（五一年二月四全協軍事方針採択、同年一一月暴力革命論基調の綱領採択）、五五年七月六全協の徹底自己批判による極左冒険主義放棄という過程があったことをきちんと指摘している。この過程はレパ後の勝算の無い無惨な必死の抵抗闘争の時代であった。権力装置が一層強化され、庶民に元禄時代的安穏な意識が支配的にもなったその後の時代の左翼原理主義＝極左潮流の抵抗闘争態様をみれば、今日でも十二分に教訓とすべき史実の指摘だと思う。

横浜弁護士会のホームページにネット掲載されるなどして、この「勧告書・調査報告書」が多くの人々に読まれることと、世論の力で、鳩山「友愛」精神が、レパ犠牲者のみならず、戦前戦中の治安維持法弾圧犠牲者、中曽根臨調行革の国鉄民営化における不当不法な解雇の犠牲者をも対象にして発揮されることを、改めて期待する。

（紙幅 1200 字超過のため朱字の部分は不掲載）